

特定鳥獣(カワウ)の保護及び管理に係る研修会

研修資料

この研修資料は、下記の研修のために使用されたものです。

そのため、情報が古い場合があります。

また、Webでの掲載のために一部修正や削除、構成の変更をしている場合があります。

令和元年度特定鳥獣(カワウ)の保護・管理に係る研修会

対 象: 都道府県もしくは市町村の鳥獣及び水産等行政担当者

開 催 日: 2019年12月18日(水)~20日(金) 2泊3日

場 所: 府中市市民活動センター プラッツ 第2・3会議室

講師と科目: 加藤ななえ(カワウの生態と生息状況)

加藤洋(モニタリングの必要性和課題)

中山ちさ(鳥獣保護管理の法制度等)

染川洋(カワウ被害対策について)

高木憲太郎(カワウの個体群管理の考え方)

山本麻希(グループワーク進行について)

本間諭(群馬県の特定計画における個体群管理の進め方)

長田隼(天竜川における(地域実施計画と)対策内容)

間野智也(特定計画における個体群管理と広域連携の調整)

岩本有司(県内を4つのユニットに分けた管理計画の運営)

山本麻希(課題克服のために(新潟県の事例))

加藤洋(個体数調整の現状と最新技術)

坪井潤一(分布管理の現状と最新技術)

室内実習: グループワーク: 課題抽出と課題の優先順位づけ、課題克服への手法検討とまとめ

実習指導: 加藤洋、高木憲太郎、加藤ななえ、山本麻希、坪井潤一、本間諭、間野智也、岩本有司、

服部優樹

令和元年度特定鳥獣（カワウ）の保護・管理に係る研修会

鳥獣保護管理の法制度等

令和元年12月18日
環境省 自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室

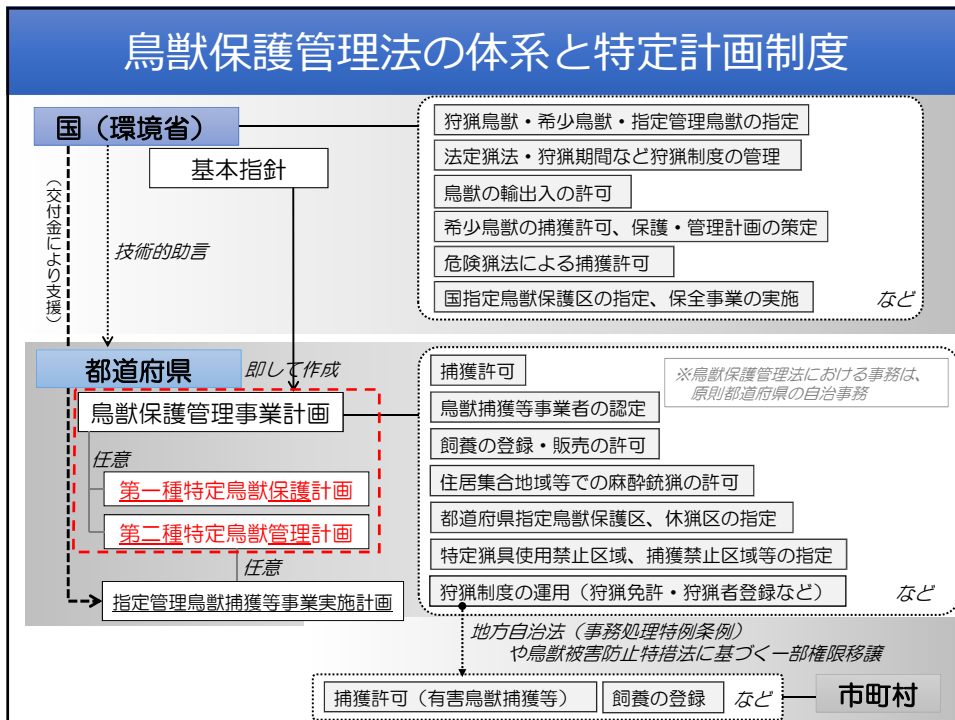
本日も話すること

- カワウ保護管理に係る法制度
 - カワウに関する法制度等の沿革
 - 特定計画制度の概要など
- 環境省の取り組み
 - 広域連携の推進など

カワウに関する鳥獣保護管理の法制度等の沿革

- 平成11年 鳥獣保護法の改正
 - ・ 特定鳥獣保護管理計画制度の創設
- 平成17年 広域協議会の設置（関東～）
- 平成19年 鳥獣保護管理法施行規則の改定
 - ・ カワウを狩猟鳥獣に指定
- 平成26年 鳥獣保護法の改正→鳥獣保護管理法へ
 - ・ 鳥獣の保護と管理が明文化
 - ・ 特定計画が第一種保護計画・第二種管理計画へ整理
 - ・ 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
- 平成26年 「カワウの被害対策の考え方」公表
- 平成27年 「カワウの被害対策の進め方」公表

鳥獣保護管理法の体系と特定計画制度



特定計画の策定状況

種	狩猟鳥獣	策定都道府県数	
		第一種	第二種
ニホンジカ	○		43
イノシシ	○		42
クマ類	○	8	14
ニホンザル			25
ニホンカモシカ			8
カワウ	○		8

※カワウに係る任意計画は12計画策定されている
R1年11月末時点

カワウのねぐら等の数の推移

● 生息情報の収集・分析

- ・全国におけるカワウのねぐら・コロニーの箇所数は増加傾向にある。
- ※佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄では未調査

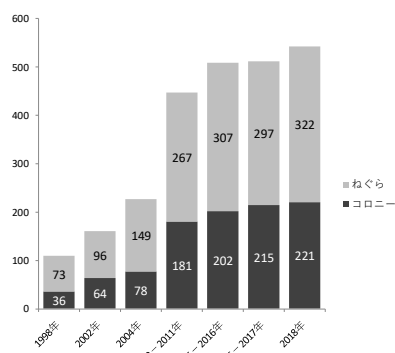


図1：全国のカワウのコロニーとねぐらの箇所数の推移



図2：2018年のねぐら（○）とコロニー（●）の分布

出典：環境省「平成30年度特定鳥獣（鳥類）の保護管理に係る保護管理検討調査業務報告書」

広域連携の必要性について

○カワウは広域に移動するため、都道府県ごとの対策だけでなく、より広域的に情報を共有し、連携して管理することが効果的



図：出弥富野鳥園で捕獲し追跡を行なったカワウの衛星追跡結果
出典：環境省「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き（カワウ編）」

<鳥獣保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針より引用>

単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、**国は都道府県と連携して、これまでの取組事例を踏まえ、広域管理指針の作成に努める。**

カワウ被害対策強化の考え方

「カワウ被害対策強化の**考え方**について」
平成26年4月23日（農林水産省・環境省）

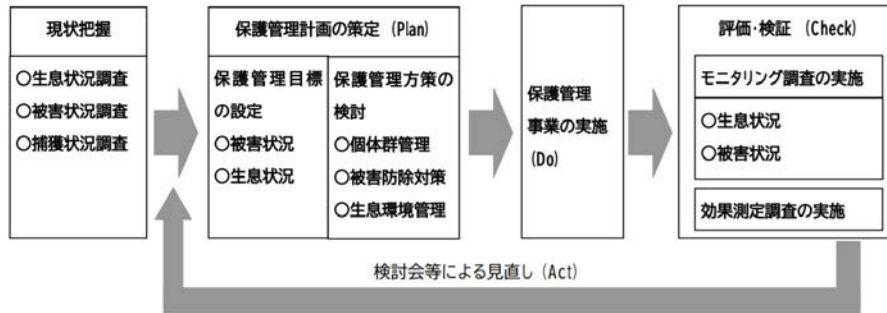
- カワウは、ねぐら等で無計画に駆除や追い出しを行うと、群れが分散し、新たなねぐら等を作り、結果的に被害が拡大。
- このため、カワウ対策は、被害を与えるねぐら等を把握し、そのねぐら等の個体数管理と被害地での被害防除活動を組み合わせながら、計画的に進めることが必要。
- 被害地から半径15km以内のねぐら等を中心として、ねぐら等の管理や、それらを利用するカワウの個体数管理を進め、**被害を与えるカワウの個体数を10年後（令和5年度）までに半減**させる。
- 目標達成に向けて、都道府県単位での被害状況の把握と被害対策の計画作成を推進するとともに、**広域的な保護管理を強化支援**。

カワウ被害対策強化の進め方

「カワウ被害対策強化の**進め方**について」
平成27年10月9日（農林水産省・環境省）

○被害を与えるカワウの個体数の半減の目標達成に向けて、都道府県における対策の実施にあたり留意すべき事項について通知

○カワウの順応的管理の基本的な考え方や個別対策の進め方を示す



出典：環境省「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き（カワウ編）」

カワウ被害対策強化の進め方

「カワウ被害対策強化の**進め方**について」
平成27年10月9日（農林水産省・環境省）

＜個別対策の進め方＞

- (1) 現状把握のための調査
- (2) **カワウ対策を幅広い関係者の理解の下で計画的に実施するための協議の場づくり**
- (3) カワウ被害対策の取組計画の策定
 - ① 目標の設定について
 - ② 具体的な被害対策の内容について
- (4) 計画に基づく対策の実施
- (5) 取組効果の検証とそれを踏まえた計画の見直し

広域管理の取組の推進

○ 4ブロックで広域管理の取組を推進

● 関東ブロック

H17.4 関東カワウ広域協議会設立
 H17.11 関東カワウ広域指針作成
 H25.4 広域指針改訂

● 中部・近畿ブロック

H18.5 中部近畿カワウ広域協議会設立
 H19.3 中部近畿カワウ広域指針作成
 H24.4 広域指針改訂

● 中国四国ブロック

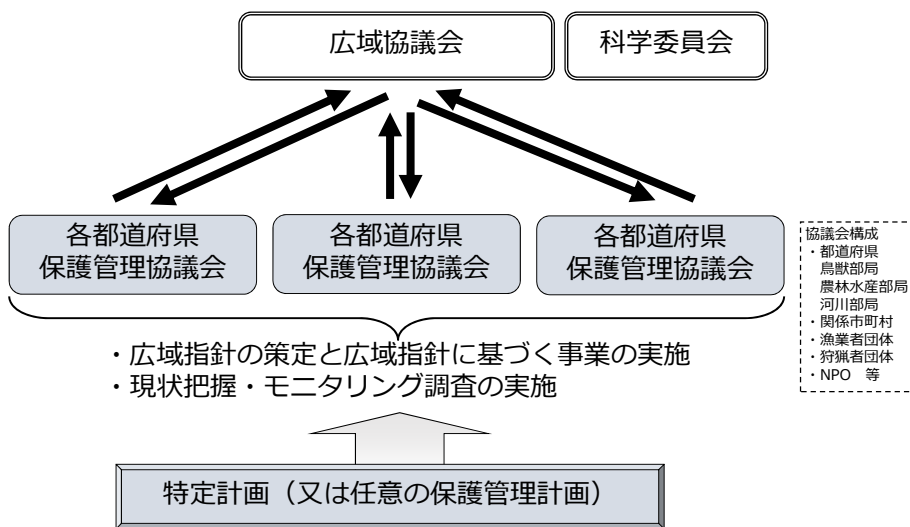
H26.7 中国四国カワウ広域協議会設立
 H27.8 中国四国カワウ広域指針作成

● 東北ブロック

H29.11 東北カワウ広域協議会準備会
 H30.11 東北カワウ広域協議会設立



広域管理の体制



広域協議会の役割

広域協議会の役割

➤ 広域管理指針の策定

- ・ 広域モニタリング方法の検討、調整
- ・ 対策に関する情報共有等

➤ モニタリング結果の要約・評価及び広域管理指針の見直し

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン、 種毎の保護及び管理レポート

- 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン：
特定計画を策定する際の具体的な進め方や、保護及び管理の目標設定の
考え方等を示す
- 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン
ニホンジカ編、イノシシ編、ニホンザル編、クマ類編、カモシカ編
- 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き
**カワウ編（パンフレット
「-カワウの被害が減っていく-計画が導く確かな管理へ」）**
- 種毎の保護及び管理レポート：
保護及び管理を進める上で特に重要な課題に関する分析や最新の知見・
技術を収集し、とりまとめ
- 保護及び管理に関するレポート（H24～）
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、クマ類、**カワウ**

環境省HP（野生鳥獣の保護及び管理）<http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>

鳥獣プロデータバンク



環境省 Ministry of the Environment
環境省 > 野生動物の保護及び管理 > 鳥獣プロデータバンク

・ 本文へ | 検索 | お問い合わせ | 各種お問い合わせ | サイトマップ



プロを探す

登録する

登録者に期待される役割

【計画する】 計画の策定に助言する。	鳥獣保護管理プランナー
【現場で管理する】 現場において捕獲や被害防止対策の指導を行う。	鳥獣保護管理 捕獲コーディネーター
【調べる】 必要なモニタリングや調査をする。	鳥獣保護管理 調査コーディネーター

